

## 生活交通の維持に関する提言

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 地域公共交通施策の総合的な支援

(1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークを充実するとともに、十分な財政支援の拡充を図ること。

また、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び財政支援措置を拡充すること。

(2) 歩行者・自転車・公共交通が優先される社会構造への転換を図るため、新しい交通体系の導入に向けた支援措置を講じること。

### 2. 厳しい経営状況にある地方鉄道に対し、健全な経営が行えるよう支援制度の拡充を図ること。

また、沿線自治体が行う地方鉄道への赤字補てん等の支援に対する財政措置等を講じること。

### 3. 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等に対し、安定的に維持できるよう恒久的な財政支援措置を講じるとともに、地域の実情に応じた補助要件の緩和を図ること。

### 4. 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路整備施策の充実を図るとともに、離島航路の維持・確保に向けて、積極的かつ恒久的な財政支援措置等を講じること。

### 5. 地域の実情にあった交通体系の構築を促進するため、LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に向けた支援の充実強化を図ること。

### 6. 地域住民の移動手段を確保するため、デマンド交通など独自の地域交通システム

が容易に導入できるよう、制度の必要な見直しや財政支援を行うこと。

7. 幼児2人同乗用自転車の幼児同乗期間の延長が図られるよう、道路交通法における幼児の定義を見直すこと。

8. 東日本大震災関係

被災した鉄道路線の早期の全線復旧に向け、既存の補助制度の更なる拡充を図るとともに、被災した鉄道の運行主体に対し、全面的な財政支援措置を講じること。